

雇用保険の状況申告書

(申請日から過去1年以内の間に離職した場合)

(被保険者⇒会社の健保事務担当者)

提出日: 令和 年 月 日

扶養認定にあたり認定対象者の雇用保険(失業給付)について下記の通り申告致します。

被保険者	保険証 記号・番号			被保険者 氏名			印
	生年月日	昭和・平成	年 月 日	年齢:	歳		

扶養認定 対象者	対象者氏名		続柄:			年齢:	歳
	離職年月日	令和 年 月 日	在籍年数	約 年	ヶ月		

A～Dの内、該当する記号に○をして下さい。

選択した記号の中で、質問がある場合は回答し、最後に証明書を添付して提出して下さい。

A. 雇用保険の未加入者でした。 (該当する番号に○をして下さい)

1. 民間会社を退職しました。

⇒「源泉徴収票」(写)をご提出下さい。(”離職日”と”社会保険料支払なし”の記載があるもの)
又は「雇用保険未加入・離職票未発行証明書」【様式_③】(退職した会社の証明を受けた)をご提出下さい。

2. 公務員を退職しました。

⇒「退職(日のわかる)証明書」(写)をご提出下さい。

B. 雇用保険加入者でしたが、加入期間が短いなどで受給資格がありません。 又は、失業給付を受ける意思はありません。受給の権利を放棄します。

(現在の状況に該当する番号に○をして下さい)

1. 受給しないで離職票の交付を受けていません。

⇒「雇用保険未加入・離職票未発行証明書」【様式_③】(退職した会社の証明を受けた)をご提出下さい。

2. 离職票の交付を受けましたが、受給しません。又は加入期間が短いなどにより受給資格がありません。

⇒「離職票-2」(写)または「受給資格者証」(写)をご提出下さい。

但し、ハローワークに”受給権放棄”や”受給資格なし”的証明をしてもらいその記載のある部分
↑通常は”法第〇〇条に該当せず”とスタンプされます。

C. 雇用保険の給付を受けます。 (該当する番号に○をして下さい)

※基本手当が、60歳未満:3,612円以上、60歳以上:5,000円以上支給される間は被扶養者とはなれません。

1. 給付の受給中、あるいはハローワークへ申請済み(待機期間中)、又はこれから受給申請します。

⇒「離職票-2」(写)をご提出下さい。□

⇒「受給資格者証」(写)をご提出下さい。(手続き中で入手していない場合は後日提出でも可です)

※後日提出の場合は、「書類の遅延に関する誓約書」【様式_⑦】を一旦ご提出下さい。

2. ハローワークへ受給期間の延長申請済み、又は申請予定です。

⇒「離職票-2」(写)をご提出下さい。□

⇒「延長通知書」(写)をご提出下さい。(手続き中で入手していない場合は後日提出でも可です)

※後日提出の場合は、「書類の遅延に関する誓約書」【様式_⑦】を一旦ご提出下さい。

⇒ 延長申請の理由について該当する記号に○をして下さい

a. 出産の為 出産(予定日)日: 令和 年 月 日

b. 病気の為

c. 他の理由の為

3. 受給予定だが、「求職の申し込み」や「受給期間延長申請」を当面しない(予定がない)

⇒「離職票-2」(写)をご提出下さい。□

⇒(後日、求職の申込や延長申請したら)「受給資格者証」(写)又は「延長通知書」(写)をご提出下さい。

※後日提出になるので「書類の遅延に関する誓約書」【様式_⑦】を一旦ご提出下さい。

D. 雇用保険の支給が終了しました。(受給期間満了含む)

⇒”支給終了”または”受給期間満了”と印字された部分の「受給資格者証」(写)をご提出下さい。